

大学等における修学の支援に関する法律案に対する修正案要綱

一 運用上の配慮に係る規定の追加

この法律の運用に当たっては、各大学等による学生等の経済的負担の軽減を図るための主体的な取組を阻害することのないよう配慮しなければならない旨の規定を追加すること。

(新第十八条関係)

二 検討条項の追加

政府は、大学等における修学の支援の対象とする学生等の範囲の段階的な拡大等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行う旨の規定を追加すること。

(新附則第三条第一項関係)

三 財源の確保に係る規定の修正

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行により増加する消費税の収入」に「等」を追加し、財源として消費税の増額分以外の財源も活用するようにすること。

(附則第四条関係)